

令和6年6月議会

総務財政委員会報告資料

目次

- | | | | |
|-----------|---|-----|----|
| 1. 報告第17号 | 地区体育施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | ... | 1頁 |
| 2. 報告第19号 | 個人番号カードの交付に係る事務処理の誤りによる損害賠償額の
決定に関する専決処分について | ... | 3頁 |

市民局

1. 報告第 17 号

地区体育施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

事件発生日	令和3年3月1日	
事件発生場所	福岡市博多区東那珂一丁目9番15号 市立博多市民プール	
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。
	氏名	
事件の概要	相手方から通報があったため調査を行ったところ、市立博多市民プールの敷地内の樹木の根が、同プールに隣接する相手方が所有する家屋の敷地内の汚水ますに侵入したため、当該汚水ますが閉塞し、損害が生じたもの。	
損害賠償額	113,342円	
専決処分年月日	令和6年3月8日	

[位置図]

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

市立博多市民プールとの位置関係

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

汚水ますへの根の侵入状況



2. 報告第 19 号

個人番号カードの交付に係る事務処理の誤りによる損害賠償額の決定に関する専決処分について

事件発生日	令和5年3月4日頃	
事件発生場所	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所市民部市民課	
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。
	氏名	
事件の概要	博多区役所市民部市民課所属の職員による個人番号カードの交付に係る事務処理の誤りにより、交付申請を行った相手方へ当該カードを交付することができなかったことから、相手方は、総務省が実施するマイナポイント事業に申し込むことができず、損害を与えたもの。	
事件の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月28日、相手方は、申請サポートを行う店舗を介し、個人番号カードの交付申請書を提出した。 ・その後、当該申請書は博多区役所市民部市民課に送付され、同課所属の職員は、カードの交付処理前に相手方の申請履歴をシステムで確認した。 ・その際、職員はシステムの表示を見誤り、過去に相手方から交付申請書の提出を受け、既にカードの交付処理が進められているものと誤認した。 ・このため、職員は、当該申請書は重複して提出されたものと判断し、カードの交付処理を行わず、その結果、総務省が実施するマイナポイント事業の申込期限である令和5年9月30日までに、相手方にカードを交付することができなかった。 ・これにより、相手方は当該事業に申し込むことができず、20,000円相当のマイナポイントを受け取ることができなかった。 	
損害賠償額	20,000円	
専決処分年月日	令和6年5月29日	

